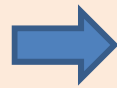


平成23年11月1日から、建築計画概要書等の写しの交付手数料が300円／件になります。(和歌山市)

- ・「和歌山市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例」が平成23年11月1日から施行されます。
- ・建築基準法施行規則第11条の4第1項各号に掲げる書類

・建築計画概要書
・指定道路図等



写しの交付手数料
300円／1件

建築計画概要書等の写しの交付にあたって、受益者負担の観点から交付手数料300円／件を負担していただくことになりました。利用される皆様方には、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(同条例第4条関係)

- ・ 閲覧申請及び写しの交付申請につきましては、物件を特定していただく必要があります。建築計画概要書等1件につき、1枚の申請書が必要になります。
- ・ 閲覧制度の趣旨（注）を明らかに逸脱する目的のためにする閲覧請求の場合は、閲覧を拒否することができるようになります。

（注）閲覧制度の趣旨とは「建築計画概要書等を閲覧の用に供し周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに併せて無確認建築物の売買等をも防止しようとするもの」である。

【問い合わせ先】和歌山市都市建設局都市計画部建築指導課
電話 073-435-1100（直通）